

平成 29 年 4 月 22 日制定
平成 31 年 2 月 1 日改定
令和 8 年 2 月 20 日改定

Materials Transactions 新規投稿規程

1. 投稿資格

日本材料学会を通して材料系学協会共同刊行欧文誌「Materials Transactions」に投稿する場合、投稿者（4 条に定める投稿を行う者）は日本材料学会の会員でなければならない。

2. 著作権

日本材料学会を通して欧文誌「Materials Transactions」に投稿され、掲載された記事の著作権は日本材料学会に属する。

3. 著者の責任

投稿され、掲載された記事の内容および著作権上の問題に関する責任は著者が負うものとする。

4. 投稿

4・1 欧文誌「Materials Transactions」に投稿できる原稿（以下、投稿原稿という）は、次の種別の記事とする。

(1) Regular Article

材料の理論、実験並びに技術などに関する学術上の成果を報告し、考察した原著論文で、科学・技術的に質の高い、新規な興味ある内容（結果、理論、手法等）が十分含まれている論文。

(2) Review

各専門分野の研究開発の背景や最近の状況及び今後の展望等について、重要な文献を引用して、各専門分野の専門家のみならず他分野の専門家や学生等も対象に、その概要を公正にかつ解りやすく解説する論文。

(3) Overview

単なる一般的な review ではなく、執筆者独自の考えに立って review し、取り上げた問題点の中において自説の位置付けを明確にした論文。

(4) Technical Article

材料の実験技術、製造技術、設備技術、利用技術など、技術上の成果、基準、標準化、データベースなど、および関連する事柄の調査、試験結果を報告した原著論文。

(5) Opinion

欧文誌「Materials Transactions」に掲載された論文に対する意見、討論またはそれに対する著者からの回答とする。科学・技術的な発展に貢献できる内容であること。

4・2 投稿原稿に使用できる言語は、英語とする。

4・3 投稿原稿は、欧文誌「Materials Transactions」が定める執筆要領に従って作成した原稿とする。

4・4 投稿にあたっては、所定の投稿申込フォームに記載の上、投稿原稿の PDF ファイルを、欧文誌「Materials Transactions」の電子投稿審査システム上で投稿する。

4・5 電子投稿審査システム上で著者が投稿を行った日（web での受付日）をもって当該の投稿原稿の受付日とする。

4・6 投稿された原稿は、日本材料学会編集委員会による審査を経て、掲載可と判定された後欧文誌「Materials Transactions」に掲載されるものとする。

4・7 掲載が決定すれば、4・9 項で定める様式のファイルを電子投稿審査システム上で提出する。

4・8 連絡先は著者（連名者がある場合には著者のうちの 1 名）の連絡先とする。

4・9 提出ファイルについては、MSWord もしくは LaTeX、および pdf 形式の原稿と図表・写真の画像データ（EPS, TIFF, JPEG, GIF, PNG, PICT, BMP 形式のいずれか）とする。

5. 二重投稿の禁止

欧文誌「Materials Transactions」に投稿中の論文と同一内容の論文を、他の原著論文誌（和文誌も含む）に投稿してはならない。また、他の原著論文誌に投稿中、または採択された論文と同一の内容の論文を投稿してはならない。所内報告集、非原著論文誌、国際会議アブストラクトなどのような会議期間内の利用を主目的とした印刷物などに投稿中、または掲載済みの論文と重複した内容を持つ論文を投稿する場合は、その旨を明記し、日本材料学会編集委員会宛て（henshuu@office.jsms.jp）に資料を提出しなければならない。

6. 投稿原稿の採否

投稿原稿の採否は日本材料学会の審査基準に則って編集委員会が決定する。採択が決定した原稿について、その旨を著者に通知した日を採択日とする。編集委員会は投稿原稿について訂正を求めることがある。訂正を求められた投稿原稿が編集委員会からの訂正依頼日より3か月以内に再提出されない場合、その投稿原稿は原則として却下する。

7. 投稿原稿の取下げ

- 7・1 投稿原稿を取り下げたい場合は、代表責任者が署名捺印をした理由書を編集委員会宛に提出しなければならない。
- 7・2 組版終了後、著者の都合により原稿を取り下げた場合は、掲載料の1/2を組版代として著者が負担する。
- 7・3 一度取り下げた投稿原稿を修正の上、再投稿する場合は、当該原稿を新原稿として取り扱う。

8. 投稿原稿の規定ページ数

投稿原稿の1編につき規定の刷上りページ数は、次のとおりとする。

- (1) Regular Article (12頁以内)
- (2) Review (20頁以内)
- (3) Overview (20頁以内)
- (4) Technical Article (12頁以内)
- (5) Opinion (3頁以内)

9. 校正

- 9・1 初校は著者の責任で行う。著者校正は原則として1回とする。
- 9・2 原則として誤植の修正に限る。
- 9・3 初校以降に図表の差替を希望する場合は、その旨を編集委員会に申し出る必要がある。その申し出については、編集委員会が妥当であると判断した場合に限り認められるが、それに係る経費は著者負担とする。

10. 掲載料

- 10・1 著者は、掲載1編につき、掲載ページ数に応じた掲載料を支払わなければならない。
- 10・2 掲載料は別に定めるところによる。

11. 公開後の訂正

- 11・1 著者から公開後の記事の訂正の申し出があった場合、日本材料学会編集委員会の承認を経て訂正記事を掲載する。
- 11・2 著者の都合による訂正記事を掲載する場合、その掲載料を著者が負担する。

12. 本規程の改廃

本規定を改定または廃止するためには、編集委員会で承認を得たうえで、理事会の承認を得なければならない。